

# 福祉委員の手引き

福祉委員の役割、お願いしたい内容についてまとめました！

思いやり 支え合い みんなで築く 福祉の輪



せとうち☆社協 イメージキャラクター  
『たまちゃんとおでん村の仲間たち』

# もくじ

## 福祉委員ってなに？

- 福祉委員制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・02-03
- 福祉委員の役割
  - (1) ※地区社協活動への参加、協力・・・・・・・・・・04
  - (2) 身近な範囲の見守り、たすけあい活動・・・・・・・・05-06
  - (3) 瀬戸内市社協の地域福祉活動への参加、協力・・・・07-08
  - (4) 社協会費及び共同募金の集金への協力・・・・・・・・09
  - (5) せとうち社協通信の配布への協力・・・・・・・・・・10
  - (6) その他介護予防等必要と思われる地域福祉活動・・11-12

## 参考資料編

- I：社協会費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・14-15
- II：社会福祉協議会について・・・・・・・・・・・・・・16-19
- III：地域福祉について・・・・・・・・・・・・・・20-21
- IV：主な相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・22-23

※地区社協：地区社会福祉協議会の略

# ◆福祉委員制度の概要

福祉委員とは、地域で様々な福祉活動をしていただくボランティアです。制度の概要は下記のとおりです。

## 瀬戸内市の福祉委員制度

- 選出方法：おおむね 30 世帯に一人の割合で選出し、瀬戸内市社協会長が委嘱します
- 任 期：2 年（再任を妨げません）
- 役 割：
  - （1）地区社協活動への参加、協力
  - （2）身近な範囲の見守り、たすけあい活動
  - （3）瀬戸内市社協の地域福祉活動への参加、協力
  - （4）社協会費及び共同募金の集金への協力
  - （5）せとうち社協通信の配布への協力
  - （6）その他介護予防等必要と思われる地域福祉活動

現在、少子高齢化や地域での共助基盤の弱まり、孤立等、様々な生活・福祉課題があります。それらの課題に対し、行政や一部の専門機関だけで発見したり、24 時間対応することは困難です。

そのような生活・福祉課題に対し、地域の中で「気づいて」「受けとめて」行政や福祉関係機関に「つなぐ」ことができること。また、地域住民同士に「交流」があり、様々な福祉課題に「気づける」「たすけあえる」。そんな地域づくりにご協力をお願いします。

※4 ページから、具体的にどのような役割をお願いしたいか、説明させていただきます。

## 【活動にあたって・・・】

### プライバシーへの配慮をお願いします

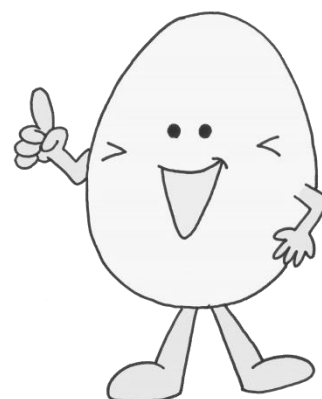
福祉委員の活動は、他人のプライバシーにふれる機会があります。そのため、民生委員と同様にプライバシーに対して一定の配慮が必要です。プライバシーとは、「個人的な日常生活や社会行動を他人に興味本位に見られたり干渉されたりすること無く、安心して過ごすことが出来る自由」（三省堂新明解国語辞典より）という意味です。

プライバシーの範囲はあいまいですが、他人に知られたくないこと、他人に話したくないことがプライバシーであり、その範囲は人により異なることとなります。

基本的には相手が話してくれる範囲での情報収集にとどめておくことが必要です。また知り得た情報は、家族を含む第三者に漏らさないことが重要です。

誰でも、他人には知られたくない情報があるということを理解することと、知り得た情報は決して漏らさないという2点に気をつけながら活動していただくようよろしくをお願いします。

**みなさんへの「信頼」が、  
福祉委員活動をよりスムーズにします。**



# (1) 地区社協活動への参加、協力

## ◆ 福祉委員制度の役割

瀬戸内市社協は、市内を 14\*の区域に分けて自主的な住民の参加と協力により、地域福祉の推進を図ることを目的に地区社協を設置しています。地区社協は、「ふれあい交流活動」や「ボランティア活動」、「見守り・助け合い活動」等の活動をしています。

福祉委員さんには、地区社協の構成メンバーとして、これらの活動に参加していただいています。



福祉交流会  
(美和地区社協)

民生委員・福祉委員も参加し、地域の高齢者との交流を図っています。



寿ふれあいまつり  
(牛窓地区社協)

地域の 70 歳以上の方を招待し、福祉委員も参加し運営実施されています。

### 小地域ケア会議 (地区社協単位で開催)

この会議は、各地区に住む高齢者をはじめとするすべての住民が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくために、地域住民（地区社協役員・民生委員・福祉委員・福祉推進委員など、地域福祉活動を担っていただいている方々）と専門職（ランチ事業所・介護保険サービス事業所・行政・社協職員など）と一緒に地域を考え、福祉の視点で話し合い、地域課題の解決を目指していくことを目的として開催しています。

平成 25 年度より各地域で、順次立ち上げつつ取り組んでおり、福祉委員さんには重要な構成メンバーとして参加していただいています。



【左写真】 邑久地区 【右写真】 笠加地区  
小地域ケア会議の様子

#### 他にもこんな地区社協活動があります (一例)

- 学習会 ● 年末もちつき大会 ● ふれあい祭り ● 福祉施設などへの視察研修
- 夏祭り ● 地区敬老会 ● 安全・安心パトロール活動 ● 地区運動会 など

⇒地区社協ごとに活動は異なります。参加・協力の具体的な内容については、お住まいの地域の地区社協から依頼があります。

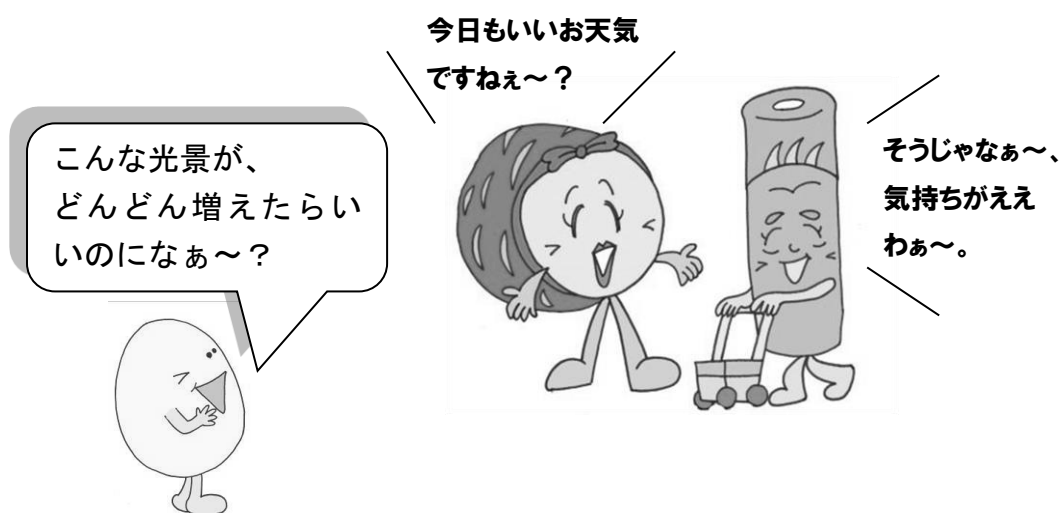
※牛窓地区、鹿忍地区、長浜地区、邑久地区、福田地区、今城地区、豊原地区、本庄地区、笠加地区、玉津地区、裳掛地区、美和地区、国府地区、行幸地区

(2) 身近な範囲の見守り、たすけあい活動

## こんなことから始めてみませんか？

「〇〇さんが困っているらしい…」とか「〇〇さん、最近顔を見ないけど…」等、何か気になることがあれば、様子を伺ったり、地域の民生委員さんか社会福祉協議会にご相談、ご連絡ください。またご本人やお知り合いの方から福祉に関するご相談があった場合には聞いてあげてください。

いきなり民生委員さんや社会福祉協議会の職員には相談しにくいことでも、身近な福祉委員さんであれば相談しやすいかもしれません。



### 【見守りのポイント例】

- ・夜、いつもついているはずの電気がついていない。
- ・最近、顔をみかけない。
- ・洗濯物が干したまま。または、何日も干していない。
- ・ごみ出しをしていない。
- ・新聞や郵便等たまっている。
- ・元気がないように見える… 急に話をしなくなった…
- ・元気に畑で野菜を作っているのを見かけたなあ！ など…

### 【たすけあい活動の例】

- ・ごみ出し等ちょっとしたお手伝いや話し相手（相談）
- ・ふれあいサロン（※詳しくは7ページをご覧ください）

## 遠慮なく福祉関係機関や専門職につないでください

もし福祉委員活動において、専門的な相談、また専門職の支援が必要と思われたら、社協や民生委員さん、市役所（保健福祉部）などに遠慮なくご相談ください。

また、社協では下記の事業も行っておりますので、ご紹介します。

### 金銭管理が不安に…

#### 【日常生活自立支援事業】

この事業は、判断能力が十分でない方の金銭管理や福祉サービスの利用を生活支援員（※）がお手伝いするものです。

具体的には、「通帳や印鑑などの保管に不安がある」、「介護保険の申請援助をして欲しい」といった場合に、適切な援助を行います。

※生活支援員は、社協に登録していただいている方で、利用されるご本人と社協の契約に従い、契約内容に応じた金銭管理や福祉サービスの申請の代行を行います。

#### ●利用できる方

- ①契約などの判断に不安がある方  
※例えば、認知症が見え始めた方、知的に障がいがある方、精神に障がいがある方などで、日常生活上、サービス利用時の契約などに不安がある方
- ②このサービスを利用する意思がある方
- ③この契約内容が理解できる方

#### ●利用は有料です

- ①生活支援員が訪問してお手伝いするサービスを利用する場合  
1,100円（最初の1時間）＋交通費です。  
※1時間を超える場合は、30分ごとに550円加算します。  
※生活保護を受けている方は国・県により負担されるので、ご本人からはいただきません。
- ②書類を預かるサービスを利用する場合  
1年間5,000円（実費400円×12ヶ月と事務手数料200円）です。

【事業について、どうぞお気軽にお問合せ下さい】

☎（0869）22-2940

### 生活の立て直しに…

#### 【生活福祉資金貸付事業】

この貸付事業は、低所得者、障害者または高齢者に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

#### ●対象になる方

- ①低所得世帯  
世帯の収入が一定基準内の世帯
  - ②障害者世帯  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯
  - ③高齢者世帯  
65歳以上の高齢者の属する世帯
- ※他貸付制度の対象となる場合は、本事業の対象とはなりません。

#### ●貸付の種類

- ・福祉資金
- ・総合支援資金
- ・教育支援資金
- ・臨時特例つなぎ資金
- ・緊急小口資金
- ・不動産担保型生活資金

貸付は、岡山県社会福祉協議会が審査を行い決定します。



※関連ページ P.22 及び P.23 参照

### (3) 瀬戸内市社協の地域福祉活動への参加、協力

## ① ふれあいサロンにご参加ください！

ふれあいサロンとは、「ひとり暮らし」「家に閉じこもりがちな高齢者」「障害者やその家族」「子育て中の親」等、社会的孤立・不安を抱える人々を含めた地域住民が、交流を通してご近所のつながりを深めていく活動です。

瀬戸内市内には約70箇所のサロンがあり、コミュニティや集会所・公民館等、徒歩で気軽に立ち寄れる場所で行われています。

それぞれのサロンでは、「孤立の予防」「生きがいづくり」「介護予防」「子育て支援」の効果が期待でき、みんなが楽しめる内容となるように、工夫を凝らして活動しています。

### 『ふれあいサロン』において、 福祉委員の皆様をお願いしたいこと

ふれあいサロン事業の目的は、地域住民の手によって、誰もが地域で安心して生き生きとした生活を送ることができる支え合いの仕組みを、身近な範囲につくっていくことにあります。

サロンのように住民が交流できる「場」があると、「そこにいけば誰かと会って話ができる」といった様に、孤立しがちな方・不安を抱える方にとって、暮らしに安心を与えてくれるかもしれません。

また、今は元気な人にとっても、将来自分が年老いた時、馴染みの人達と住み慣れた地域で出来るだけ長く暮らし続けることを可能にする「場」になるかもしれません。

サロンでは、生活の活きた情報も交換できます。「〇〇さんが最近△△で困っているらしいけど…」「〇〇さん最近見ないけど、誰か声をかけてくれるかなあ～?」「怪しげな訪問販売がまわっているから気をつけて！」等等。

福祉委員の皆様には、担当地区内にサロンがありましたら、何らかのかたちで関わりをもっていただきますようお願いいたします。関わり方は、色々です。

- ① サロンのリーダーとなって、サロンの運営を中心的に担う。
- ② お世話役となり、出来るお手伝い（お茶の準備、会場準備等）を担う。
- ③ サロンに参加して参加者の話し相手になる。
- ④ 気になる困りごとや福祉ニーズ等があれば民生委員や社協に知らせていただく。

サロンを、地域の中の見守りや支えあい活動の拠点と考え、出来る範囲でご協力を賜りますようお願いいたします。

また、サロンがない地区で「やってみよう」と思う方は、社会福祉協議会までお気軽にご連絡下さい。



## ② 社協の行うイベントや講座への参加及びPR協力を！


瀬戸内市社協では、市民の方を対象とした講座、講演、イベントなどを開催もしくは共催しています。福祉委員さんにご参加いただくとともに、ご近所の方々への参加の呼びかけをお願いします。

PR用のチラシやパンフレットを作成することもありますので、その時は配布のご協力をお願いいたします。また、瀬戸内市社協のホームページにも情報掲載いたしますので、是非チェックしてみてください。

社協が行うイベント、講座のお知らせは、

皆さまにお届けする「福祉委員だより」

(2ヶ月に1回発行)でもお知らせします！



黒いやり 支え合い みんなで楽しく福祉の輪

### 福祉委員だより

【平成30年3月 vol.61】

【 新福祉委員の推薦について 】

前号で少しお知らせしましたが、改めてご案内いたします。今年度よりご活動いただいている方につきましては、**原則2年間**でお勤めしておりますので、**平成31年3月31日**までの方が多くと思いますが、自治会によっては1年間で役職を交代しているところもあります。つきましては、**平成30年3月31日**で任期満了を迎える方には、1月中旬ごろ新福祉委員さんの推薦書をお送りしております。

お手数ですが、新しい福祉委員さんが決まりましたら、同封の推薦書に必要事項をご記入の上、本会までご提出いただけますようお願いいたします。

**推薦書の提出期限は、3月9日(金)までとなっておりますが、それ以降に福祉委員が決まる場合は、決まり次第推薦書をご提出ください。**

【 福祉委員の引継ぎについて 】

新たに、4月から福祉委員になっていただく方々には、福祉委員の役割等についてご説明とお断りをさせていただきますが、皆さまの方でも、できれば引継ぎの機会を持っていただけますよう、お願い致します。

例えば、下記のような事項の引継ぎをお願い致します。

【引継ぎ(例)】

- ・福祉委員として関わっていた地域での行事等(ふれあいサロン、友愛訪問等)
- ・日頃見守りや声かけをしていた方(引き続き見守り・声かけが必要であれば)
- ・担当地区の民生委員さんの連絡先(何か気になることがあった場合の地域の連絡先として)
- ・その他、地区社協福祉委員として担っていた役割(地区により異なります)

※引継ぎ内容は、地区の実情によって異なると思いますが、上記を参考に次の方が円滑に活動できるようにご協力をお願いいたします。

次号の広報誌『せとうち社協通信』の発行・配布日程について

次号の発行予定日は以下のとおりです。

**2018.5月号 vol.82**  
**4月20日(金)**

お忙しい中お手数をおかけしますが、配布についてご協力よろしくお断りいたします。  
福祉委員だよりに関するお問い合わせは、下記まで！

発行：社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会 〒701-4246 瀬戸内市色久山1丁目 882-1  
Tel：(0869) 22-2940 Fax：(0869) 22-1950  
E-mail：info@setouchisyakyo.or.jp URL：http://setouchisyakyo.or.jp

※ 当会ホームページ : <http://setouchisyakyo.or.jp/>

## ◆ご理解・ご協力をお願いします

福祉委員の皆さんに集めていただいた会費・募金によって、  
様々な地域福祉事業及び活動ができています。

ご理解・ご協力をよろしくお願ひします。

### ①社協会費の募集

毎年、7月から8月にかけて瀬戸内市社協会員会費を募集しています。地区社協のみなさんにご協力いただき、各戸および法人のみなさんをお願いをしています。なお、社協会費の概要については、14ページから15ページに説明しています。



### ②共同募金運動への協力

毎年10月から12月にかけて赤い羽根共同募金運動が全国的に行われます。

瀬戸内市における運動の推進には、各戸への募金のお願いと、法人への募金のお願いについて、地区社協のみなさんにご理解とご協力をお願いしています。



市内福祉協力校の情報交換会

#### 社協会費及び共同募金の主な用途

- ・地区社協への配分金（事業費）
- ・広報誌発行費
- ・ふれあいサロン
- ・子育てサロン
- ・福祉団体補助金
- ・市内福祉協力校（保育園、幼稚園、小中高等学校）への補助金

(5) せとうち社協通信の配布への協力

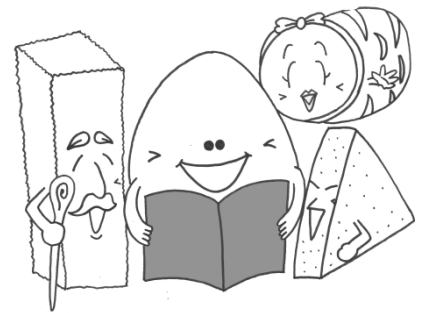
◆最新の地域福祉情報を地域のみなさまに…

地域福祉情報満載の当会広報誌「せとうち社協通信」を、  
社協会員の皆様へ配布していただいております。

『前から気になっていた  
ひとり暮らしのあの人…』



広報配布の際に、  
一声かけて頂くと  
話し掛けやすいのでは  
ないでしょうか？



せとうち社協通信（概要）

■発行日

2カ月に1回（偶数月）、第3金曜日に発行しています。

■発行部数

約 13,000部（各戸配布）

■掲載内容

社協からのお知らせ、市民の方からの投稿、ボランティア情報、専門家からのアドバイス等を掲載しています。

## ◆ 「介護予防」は今必要な取り組みです！

平成 25 年度から、お願いしている役割です。

現在、瀬戸内市の介護給付費（介護保険にかかる費用）は、県下でも高い水準にあります。また、高齢化の進行により、今まで以上に高齢者人口が増加し、あわせて介護を必要とする方も増加するのではないかと予測されており、「介護予防」はその対策として、現在とても重要な取り組みとなっています。

皆さんにお願いしたいのは、地域の高齢者が心とからだの機能の維持・向上を図ったり、自身の健康に関心を高めるていただけるような場（活動）をつくっていただくことです。

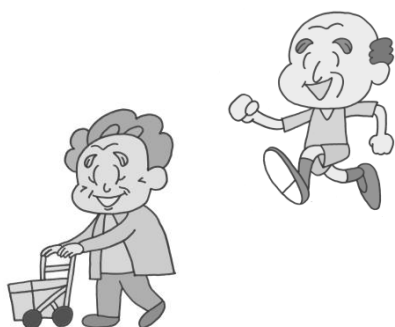
### 【例えば…】

#### ○ふれあいサロンで

- ・保健師や管理栄養士、薬剤師等が行う健康講座を取り入れる
- ・スポーツ公園や健康運動指導士等の専門家の行う運動プログラムを取り入れる。

#### ○ふれあいサロン以外の取り組みとして

- ・地区社協単位で講師を招いて介護予防に関する講演会や教室等を開催する。（内容：運動実技指導、口腔衛生指導、栄養指導やその他心身機能の維持向上、疾病の予防等など）
- （地域に上記の取り組みを広げていただく前に、まずは福祉委員さんが研修等で介護予防について学んでいただく方法もあります）



### 【福祉委員研修費等の活用を】

地区社協単位でこのような取り組みを行う場合には、各地区社協に交付される「福祉委員研修費等」をご活用下さい。

※ 交付を受けるには、地区社協から本会に事前の申請が必要です。

### ● 厚生労働省の「介護予防」の定義

「要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと」

皆さんにお願いしたいのは、特に前半の「要介護状態の発生をできる限り防ぐ」ことを目的とした取り組みです。事業を企画する際は、社協までお気軽にご相談下さい。

# ◆認知症サポーター養成講座

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。

認知症は高齢者だけの病気ではありませんが、高齢化が進むに従って増加しており、2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症と推定されています。瀬戸内市では、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために認知症サポーターを養成しています。認知症サポーターとは、「認知症サポーター養成講座」で認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方や、そのご家族を地域や職場で見守り、支える人を言います。

現在、認知症サポーター数は、瀬戸内市内で2,000人を超えることができました。今後も、認知症についてみなさんに知っていただき、認知症の方が安心して暮らせるまちを、みなさんと作っていきたいと思っています。

## 【受講を希望される方は、まずお電話を！】

認知症について学んでみたいと思われる方がいらっしゃいましたら、下記までご連絡ください。

寸劇やDVDを交えながら、認知症の症状や認知症サポーターの役割等についてわかりやすく説明します。

**瀬戸内市地域包括支援センター ☎ 0869-24-0001**

※講師調整等の関係上、講座開催希望日の1か月以上前にお申込みください。（\*なお、受講された方には「オレンジリング」を差し上げています）

「**認知症**」についての分かりやすい講座ですので、どうぞお気軽に受講してみてください！



# 参考資料編

- I : 社協会費について
- II : 社会福祉協議会について
- III : 地域福祉について
- IV : 主な相談窓口



## I：社協会費(瀬戸内市社会福祉協議会会費)について

### (1) 社協会費の目的及び用途

毎年、市民の皆様にご協力いただいている社協会費は、瀬戸内市内各地で行われる**地域の福祉活動**(市民同士の助け合い、支え合い活動)の貴重な財源として使われています。瀬戸内市社会福祉協議会では、より多くの市民の皆様にご協会員になっていただき(強制ではありません)、市民の皆様のご協力やその財源(社協会費)を有効に活用することにより、**市民一人一人がいつまでも安心して暮らせる地域づくり**を目指しています。

福祉委員の皆様のご協力により集められた社協会費は、下記のように活用させていただきます。

#### ■ 会費の40%は、地区社協(地区社会福祉協議会)活動へ

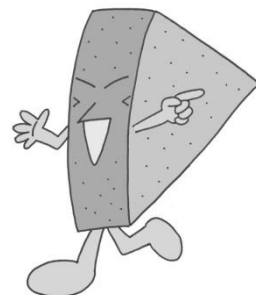
地区社協を通じて各地域で様々な福祉活動が行われています。子どもから高齢者まで障がいがある人もない人も誰もが楽しく一緒に暮らせる地域づくりに役立てられています。(活動内容は地区社協【地域】ごとに異なります)



【新入生に対するお祝い】



【歳末激励訪問】



#### ■ 会費の60%は、瀬戸内市全域の地域福祉推進事業へ

ふれあいサロン・子育てサロン活動、ボランティア・NPO活動、福祉体験学習、福祉(当事者)団体の活動支援、広報活動(広報誌、ホームページ)等

地域福祉活動など  
情報の発信



ふれあいサロン



学校・企業・地域での福祉学習



児童生徒の  
ボランティア体験



## (2) 社協会費の種類(区分)

---

社協会費は、普通会員と特別会員の2種類があります。

会員区分	会費(年額)	
普通会員会費(個人)	1口	1,000円
特別会員会費(個人・法人)	1口	5,000円

**普通会員**：瀬戸内市内にお住まいの市民の皆様(個人)に会員になっていただく区分です。募集単位は、世帯ごとではなく個人としております。各世帯ごとでご協力をいただくケースが多いと思いますが、世帯で2人以上のご協力をいただけるようであれば、お願いしてください。

**特別会員**：瀬戸内市内の会社、団体(法人および任意団体)及び会員会費制度の趣旨に特に賛同していただける個人の皆様に会員になっていただく区分です。

※なお、社協会費は寄付金ではありませんので、普通会員は1,000円単位(2口であれば2,000円)、特別会員は5,000円単位(2口であれば10,000円)で募集をお願いしています。

## (3) 会費募集の時期

---

毎年7月1日～8月31日までの2ヶ月間を「社協会費推進月間」として、会費の募集をお願いしています。



## Ⅱ：社会福祉協議会について

### (1) 社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会（略して「社協」といいます。以下、本冊子では「社協」と明記しています。）は、地域福祉を推進するために設置されている民間団体（社会福祉法人）です。地域福祉活動を各地域で効果的に実践できる支援を行うことが課せられた役割です。以下、社協の主な特徴について述べます。

#### ① 社協を規定する社会福祉法

社協の設置については、社会福祉法第109条に規定されています。  
以下、社会福祉法の条文を抜粋しています。

##### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

**第百九条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、(以下、省略)

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### ② 社協は地域住民代表で組織された民間組織

社協は特定の個人が所有する法人ではありません。地域福祉を推進する公共的な組織、いわば住民全員の組織であるといえます。会社でいう取締役は、社協では理事・評議員と呼びますが、そのメンバーは地域住民代表の方々が中心となって行われています。

理事・評議員の皆さんが地域の声や意見を十分に社協の運営に反映させることで、より地域にあった、住民本位の業務運営がなされています。

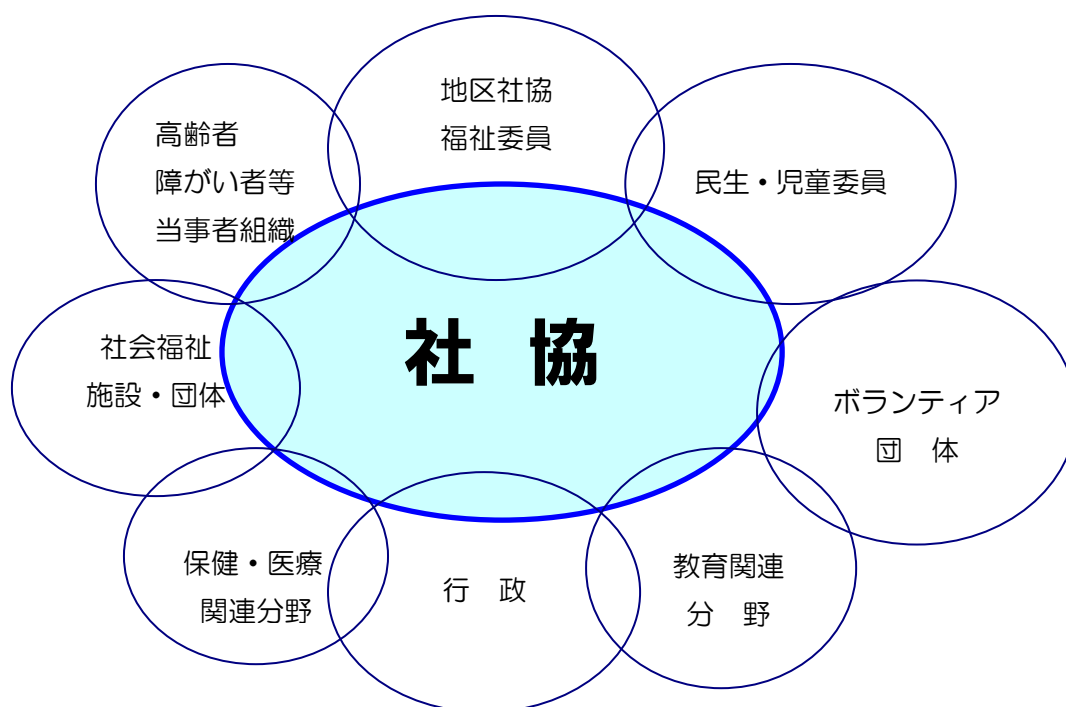
社協は、任意団体ではなく、社会福祉法人という法人格を持つ組織です。他の法人（株式会社、財団法人、社団法人、学校法人など）と同様に、社会的に認められた組織であるといえます。社会福祉法人は、極めて公共的な社会福祉事業を行う組織のみに認可されています。

### ③地域福祉はネットワークで推進

社協は地域福祉を推進する中核的団体であると位置づけられていますが、社協のみで地域福祉活動ができるわけではなく、多くの関係者との連携や協力関係が必要不可欠となっています。

行政機関、市民団体、福祉団体、福祉関係機関、医療機関等、そして何より市民のみなさんとの緊密な関係を築くことで、地域福祉は効果的に推進できます。

社協は、イメージ図のように、瀬戸内市の各種団体と連携し、地域福祉を推進しています。



## (2) 社協の役割

社協は大きく分けると5つの役割を担っています。①福祉サービスの提供者としての役割、②住民組織・ボランティアの発展や活性化のための支援を行う役割、③公益的な福祉事業への協力窓口としての役割、④福祉情報の提供や研究機関、⑤地域福祉団体の支援です。

次ページより、その概要を説明します。

### ① 福祉サービスの提供者

実際に市民の皆さんに活用していただく福祉サービスを提供しています。

具体的には、日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）、生活福祉資金貸付事業、車椅子貸出事業、ボランティア保険の加入受付などです。

### ② 住民組織・ボランティアの発展や活性化のための支援を行う役割

地域福祉を推進するための住民組織、ボランティア（団体）の支援を行っています。最も代表的な組織が地区社会福祉協議会（略して「地区社協」といいます）です。この組織は、いろいろな地域行事を推進する中心となるとともに、瀬戸内市社協の運営の共同的存在です。

またボランティア、NPOなどの市民活動の支援も大きな役割です。瀬戸内市ボランティア連絡協議会での、情報交換や活動を支援するとともに、ハード面の支援としてボランティア・市民活動センターを設置しています。

### ③ 公益的な福祉事業への協力窓口

社協の最も有名な協力組織が共同募金委員会です。社協が活動窓口となり、地区社協及び福祉委員のみなさんなどにご協力をいただき、各戸・法人・学校などに募金をお願いしています。

### ④ 福祉情報の提供や研究機関

急速な少子高齢化の進展に代表されるように、日本の福祉問題は急速かつ複雑に変化しています。これは地域福祉にとっても例外ではありません。その時代に沿った事業を模索・研究し、そして実践していくことは社協にとって大きな使命です。

ふれあいサロンや子育てサロンなどは、時代の変化に対応すべく社協が提唱し、実践している事業です。子育て支援事業や生きがいつくり、ボランティア活動支援など、これからも一層の充実を図るための研究・事業企画および実施を行います。

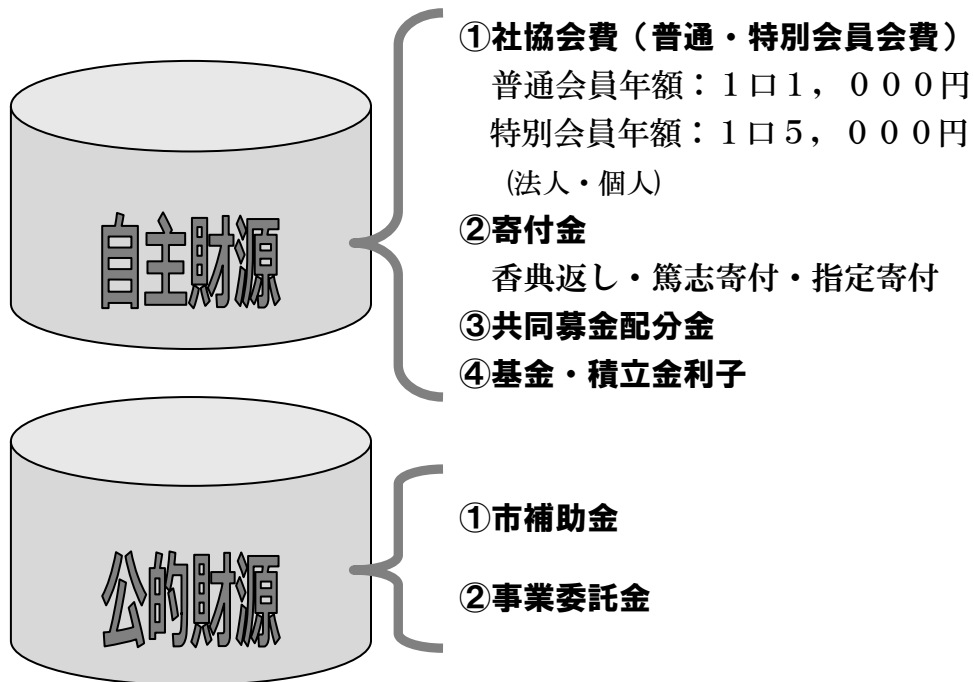
また広報誌やホームページなどの広報媒体を通じていろいろなサービス、また地域活動を紹介していきます。

### ⑤ 地域福祉団体等の支援

社協は、高齢者・障がい者・児童等に関連した各種福祉団体・当事者団体に対して、その活動が円滑に行われるように、相談・助言等の活動支援を行っています。

### (3) 社協の活動財源

社協の活動財源としては、①自主財源、②公的財源の2種類があります。  
二つの財源の主な内容は以下のとおりです。



**社協会費**（普通・特別会員会費、関連 14 及び 15 ページ参照）は、毎年7月～8月にかけて、地区社協のみなさん（福祉委員のみなさん等）に、各戸を訪問いただき、会員募集および会費の集金を行っていただいております。

社協会費は、瀬戸内市における公益事業（地域福祉事業や福祉団体助成など）に活用させていただくとともに、地区社協の活動資金として配分（40%）されます。

### Ⅲ：地域福祉について

#### (1) 地域福祉の一般的な現状

---

社会環境が大きく変化（少子高齢化、核家族化、男女共同参画社会、大都市への人口集中、中心市街地の空洞化、IT化、就業形態・雇用形態の変化など）しています。旧来多くの人々は、地域に密着し生活を営んでいましたが、人々の行動範囲が広域化したことにより、地域の関係は希薄化しています。また、ご近所のみなさんが顔見知りと同様の価値観を共有してきた関係から、知らない人や違った価値観を持つ人が同じ地域で生活するようになっていきます。

社会環境の変化は、人々の生活を豊かにし、便利にしていることは事実で、それ自体は望ましい変化であると言えますのですが、一方で多様な問題や課題を生むことになりました。

そこで注目されているのが地域福祉活動です。多様かつ新規の課題にはやはり最も身近な地域の力が不可欠です。しかも問題や課題は、特定の個人のみに関係することではなく、地域全体として捉えることが必要です。少子高齢化に伴う若年層の不足は個人の問題ではなく、社会、そして地域の問題です。同じく子供の安全を守ることも個人の問題ではなく、地域の問題だと言えるでしょう。

地域福祉活動が不要になりつつあるのではなく、今後より重要性が増すことは間違いありません。

#### (2) 「福祉課題」に取り組む「地区社協」

---

同じ事象を見たり聞いたりしても、「問題」かそうでないかは、人により異なり主観的なものです。近所に一人暮らしの方がいるとします。一人暮らしでは、「緊急のときどうしよう」「外出が減るのでは」「ちゃんとバランスのよい食生活を送れているのだろうか」など、困ったことが起こる可能性があり、そのように考えれば「問題」として取り上げられます。

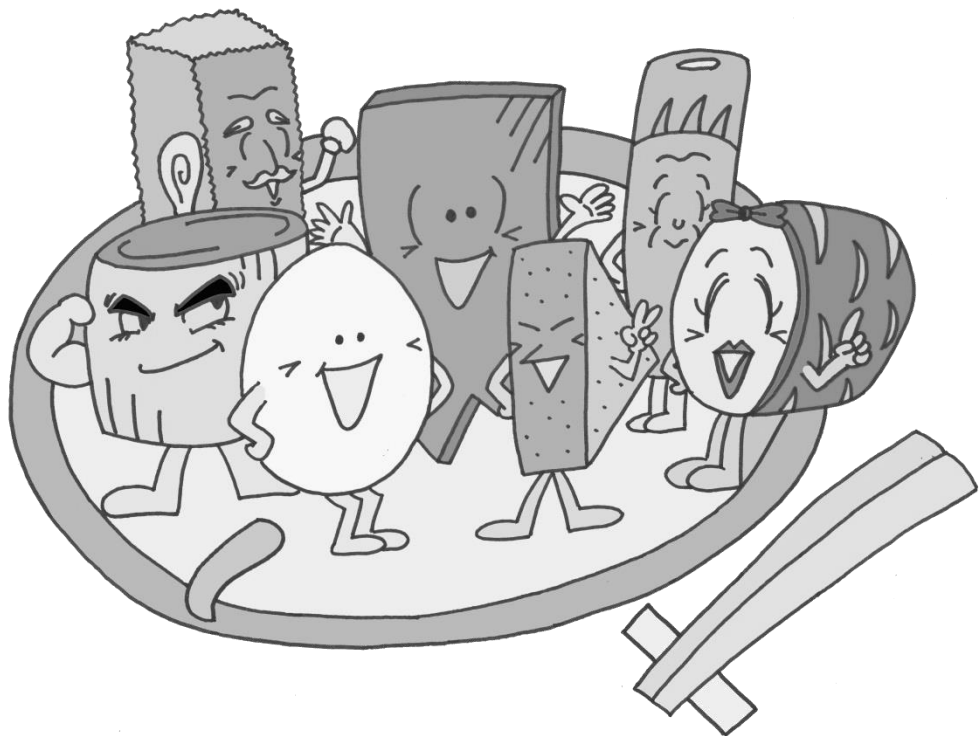
「課題」とは、いろいろある「問題」の中の一部で、個人や組織が意図的に取り上げることで見つけられます。言い換えれば「課題」は探し出すものであると言えます。この問題をなんとかしよう、いざというときのために予防的な措置をとろうと思ったときに、この「問題」は「課題」となります。本人がそう思えば「本人の課題」であり、地域のみんなで何とかしてあげようと思えば「地域の課題」であると言えます。

「福祉課題」は、冒頭で一人暮らしの例を出しましたが、地域福祉で扱う「課題」を言います。社協が支援しているのは、「福祉課題」を「地域の課題」としてそこに住む人が中心（主体）になって取り組む「地域福祉活動」で、その活動を行うための組織が「地区社協」です。

「地区社協」は市内に14箇所あり、「もっと住みやすくなったら」「もっと安心して暮らしたら」「もっと住民同士の交流が盛んになったら」など、その地域に不足、また改善を期待している「福祉課題」に対して様々な活動をしています。具体的には、まつりやイベントなどの開催や友愛訪問、見守り活動、世代間交流会、ふれあいサロン、子育てサロン、安全パトロール、福祉に関する研修会などです。

また、瀬戸内市社協のパートナーとして、広報誌の配布、社協会費の募集、共同募金運動、瀬戸内市社協が実施する事業への参加や地域へのPRにご協力をいただいています。

**この地区社協の中で、福祉委員のみなさんは主要な構成メンバーとしてご活躍されています。**



## IV:主な相談窓口

### ■ 高齢者に対するサービスの紹介・相談

- ・市いきいき長寿課 高齢者支援係 電話：0869-26-5948
- ・\*地域包括支援センター(社協) 電話：0869-24-0001 担当区域：瀬戸内市全域
- ・在宅介護支援センターAJISAI 電話：0869-34-6368 担当区域：牛窓町地区
- ・邑久在宅介護支援センター 電話：0869-22-9503 担当区域：邑久町地区  
(但し、裳掛地域以外)
- ・(株)香福 かおり 電話：0869-25-0035 担当区域：裳掛地域
- ・長船荘在宅介護支援センター 電話：0869-26-4772 担当区域：長船町地区

### ■ 介護保険に関するサービスの紹介・相談

- ・市いきいき長寿課 介護保険係 電話：0869-26-5926

### ■ 障がい者に対するサービスの紹介・相談

- ・市福祉課 障害福祉係 電話：0869-26-5943
- ・地域生活支援センタースマイル 電話：0869-22-9600

### ■ 医療・保健に関する相談

- ・市トータルサポートセンター 電話：0869-22-3800

### ■ 生活保護に関する相談

- ・市福祉課 生活支援係 電話：0869-26-5944

### ■ 生活・家計などに関する相談

- ・\*生活相談支援センター(社協) 電話：0869-24-7714

### ■ 子どもに対するサービスの紹介・相談

- ・市子育て支援課 児童保育係 電話：0869-26-5946
- 児童母子係 電話：0869-26-5947
- 家庭児童相談室 電話：0869-26-8009
- ・市健康づくり推進課 子ども包括支援センター 電話：0869-24-8033

### ■ 悪質商法など、消費生活に関する相談

- ・市消費生活センター 電話：0869-24-8011
- ・岡山県消費生活センター 電話：086-226-0999

### ■ 権利擁護に関する相談(虐待に関することや成年後見制度の利用支援等)

- ・\*権利擁護センター(社協) 電話：0869-24-7711

「※印」のセンターは、瀬戸内市より「瀬戸内市社会福祉協議会(社協)」が受託し行っている事業です。



【瀬戸内市地域包括支援センター 機能紹介】

～地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの生活をサポートします～



- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 権利擁護
- ③ 総合相談・支援
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント
- ⑤ 認知症施策の推進
- ⑥ 生活支援体制整備

地域包括支援センター

① 介護予防ケアマネジメント

みなさんの心身の状態にあわせて介護予防の支援をします。

② 権利擁護

虐待防止、悪質商法の被害防止、成年後見制度などの情報提供や相談をお受けします。

③ 総合相談・支援

介護・福祉・保健・医療に関するさまざまな相談に対応します。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

住みやすい地域づくりを支援します。

⑤ 認知症施策の推進

認知症に対する理解や対応、予防など相談・支援します。

⑥ 生活支援体制整備

困ったときは、お電話ください！！

【お問い合わせ先】 瀬戸内市地域包括支援センター ☎0869-24-0001

【瀬戸内市権利擁護センターほっと♡せとうち 機能紹介】

子どもからお年寄りまで、権利擁護に関する市民からの相談を



ワンストップで受けとめ、関係機関と連絡調整を行いながら解決に努めています。

○虐待に関する相談

例) 高齢者・障がい者・児童虐待、ドメスティックバイオレンスに関することで相談したい。

その他、「どこの窓口で相談していいかわからない」ことがありましたら、お気軽にご連絡下さい。窓口の紹介や、関係機関と連携して対応にあたります。

○成年後見制度に関する相談

- 例) ・認知症や障がいなどで金銭管理が不安。  
 ・障がいのある子どもの将来が不安。  
 ・病院、施設への入院・入所や金融機関との取引で成年後見制度の利用を求められた。  
 ・認知症や障がいにより繰り返し悪徳商法の被害にあってしまう。  
 ・市民後見人の活動に関心がある。

【お問い合わせ先】 権利擁護センター ほっと♡せとうち ☎ 0869-24-7711

【瀬戸内市生活相談支援センター 機能紹介】



- ・就職活動がうまく進まない
- ・家計管理のやり方を教えて欲しい
- ・相談先が分からない 等

【お問い合わせ先】 瀬戸内市生活相談支援センター

●電話番号：(0869) 24-7714 ●E-mail：life@setouchisyakyo.or.jp

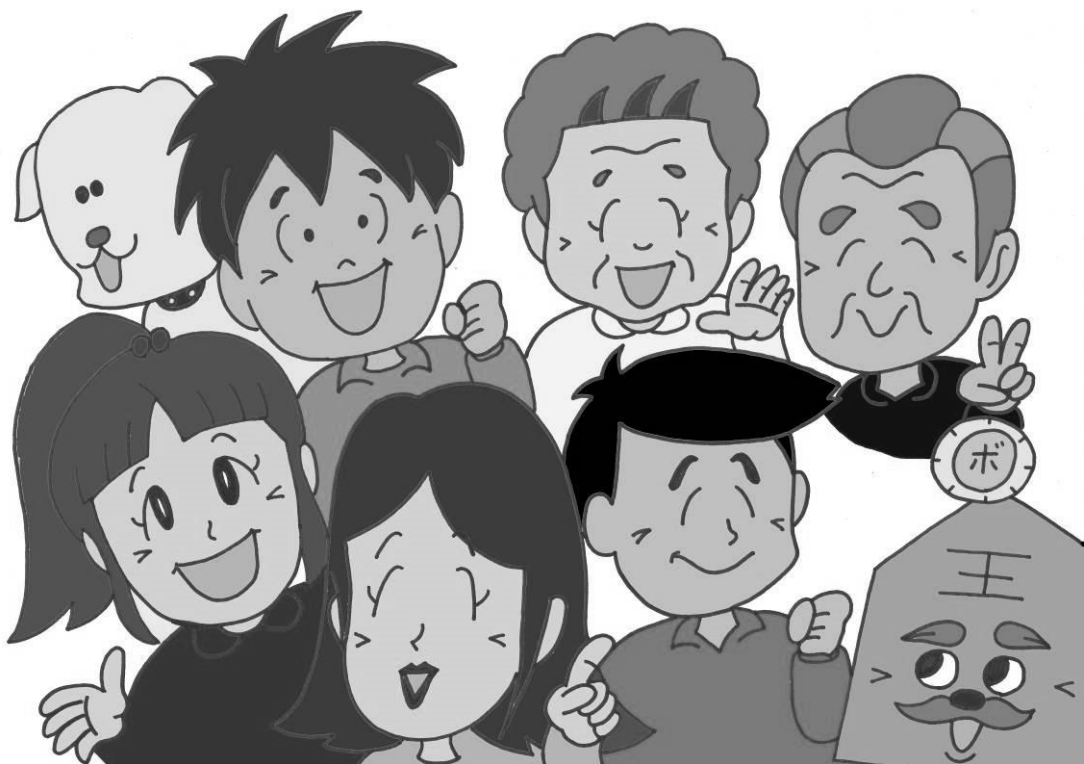
【要予約】

※ 来所での面接をご希望される方は、担当職員が対応できない場合があるため、お手数をおかけいたしますが、事前にお電話にて、ご予約いただきますようお願いいたします。



# 福祉委員の手引き

思いやり 支え合い みんなで築く 福祉の輪



【どうぞお気軽にお問合せ下さい】



社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会

牛窓 ☎ (0869) 34-6924

邑久 ☎ (0869) 22-2940

長船 ☎ (0869) 26-3100

当会ホームページ : <http://setouchisyakyo.or.jp/>

【平成31年4月発行】